

先行審査プラントの記載との比較表 (V-1-1-12 安全避難通路に関する説明書)

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第 13 条第 1 項第 1 号に基づき、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 (「7 号機設備」、「6,7 号機共用, 6 号機設置」、「6,7 号機共用, 5 号機設置」(以下同じ。)) を設置することについて説明するものである。</p>	<p>設備構成の差異</p>
	<p>2. 基本方針</p> <p>災害時に、原子炉施設内従事者等が使用する部屋及び区画から屋外への安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう非常灯 (「7 号機設備」、「6,7 号機共用, 6 号機設置」、「6,7 号機共用, 5 号機設置」(以下同じ。)) 及び誘導灯 (「7 号機設備」、「6,7 号機共用, 6 号機設置」、「6,7 号機共用, 5 号機設置」(以下同じ。)) を配置した安全避難通路を設置する。</p>	<p>設備構成の差異</p>
	<p>3. 施設の詳細設計方針</p> <p>発電用原子炉施設には、「建築基準法」(制定昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)及び「建築基準法施行令」(制定昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号)に準拠し、安全避難通路を構成する避難階段及び地上へ通じる通路を設ける設計とする。</p> <p>安全避難通路には、建築基準法及び建築基準法施行令に準拠した、非常用の照明装置である非常灯並びに「消防法」(制定昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)及び「消防法施行令」(制定昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号)に準拠した、誘導灯を設置する。</p> <p>非常灯は、中央制御室 (6,7 号機共用) 等の原子炉施設内従事者等が常時滞在する居室、居室から地上へ通じる廊下及び階段その他の通路に設置する設計とし、誘導灯は、避難口である旨及び避難の方向を明示する設計とする。</p> <p>非常灯及び誘導灯の取付箇所を V-1-1-13 「非常用照明に関する説明書」 表 2 に示し、安全避難通路の設置状況を第 1-7-1 図から 第 1-7-32 図 「安全避難通路を明示した図面」 に記載する。</p> <p>なお、非常灯及び誘導灯に関する事項のうち、技術基準規則第 13 条第 1 項第 2 号の要求である照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計として、電源、照度等に関する事項について、V-1-1-13 「非常用照明に関する説明書」 に示す。</p>	<p>設備構成の差異</p> <p>図書構成の差異 (説明書上の記載番号相違)</p> <p>図書構成の差異 (説明書上の記載番号相違)</p> <p>設備構成の差異 (柏崎刈羽は避難経路の識別に標識を使用しない)</p>